

デジタル行財政改革戦略チーム運営要領

〔令和 6 年 1 1 月 2 2 日〕
デジタル行財政改革担当大臣決裁

デジタル行財政改革戦略チームの開催について（令和 6 年 11 月 14 日内閣総理大臣決裁）第 4 項に基づき、デジタル行財政改革戦略チーム（以下「戦略チーム」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 戦略チームは、原則、オンライン開催とする。
- 2 戦略チームは、有識者からの自由^{かつ}闊達な意見を頂戴する場として開催するものとして、原則、非公開とする。
- 3 議事内容の透明性を確保するため、資料及び議事要旨を速やかに内閣官房ウェブサイトに掲載する。
- 4 デジタル行財政改革担当大臣が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の一部を非公開とすることができる。